

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 3 第 3 4 号	受理年月日	令和 3 年 1 1 月 1 2 日
件 名	陳情書「学童民営化において小学校保護者が利害関係者となる理由の説明を求める」		

【陳情の趣旨】

学童事業の選定における選定委員選出に関して、以前より、目黒区は、学童利用の保護者は利害関係者となるため選定委員に入れない、という説明を繰り返しています。さらに、令和 3 年度から学童利用対象が小学校 6 年生まで拡大されたことから、学童利用のいかににかかわらず、該当小学校保護者が利害関係者となり、選定委員となる資格を制限されています。

論点 1：利害関係者が選定委員に入れない規定はない。

利害関係者であっても、その事が理由に選定委員になれないわけではありません。現に体育館などの他施設の民営化では施設利用者も選定委員に入っています。また、他区（例えば杉並区など）では積極的に学童利用の保護者を選定委員に入れています。目黒区でも過去の学童民営化の際に学童利用の保護者に選定委員に参画してもらったことがあります。

論点 2：学童利用意思のない保護者は利害関係が潜在的なものにとどまる。

目黒区職員倫理規則の利害関係者の定義の中では、利害関係者の中から「職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く」とあります。現時点で学童利用の保護者でない場合、利害関係は潜在的なものとなり、この除外項目に該当します。そもそも、学童事業および委託選定において、目黒区職員の裁量により保護者に便宜を図ることなどできません。その観点からも、小学校保護者はもちろん、学童利用の保護者においても利害関係者から除外されるはずです。

論点 3：利害関係の対象が明確になっていない。

これまでの目黒区は、該当小学校の保護者が、現行の学童事業の利害関係者なのか、事業者選定における利害関係者なのか、定義および説明をしていません。今回の場合、事業者選定の利害関係者、と定義するのが正しいはずですが、当然ですが、選定委員でもない小学校保護者がそれに該当するはずがありません。強いて定義すれば、6 年生を除く 1 年生から 5 年生の保護者が、来年度学童利用申請ができる潜在的利用者ですが、それをもって利害関係者とする意図が分かりません。

論点 4：目黒区民が公平性や透明性が欠ける理由が示されてない。

目黒区は、小学校保護者が選定委員に入れない理由として次のような説明を繰り返しています。

「プロポーザル方式による事業者選定には、審査の公平性と透明性を確保しつつ、応募事業者に対する説明責任を果たすことが求められ、また、できる限り恣意的な評価を排除し客観的な評価を行う必要があるため、これらに基づき利害関係者を判断しています」

職員倫理規則の利害関係に上記のような記述はありません。利害関係者を区職員が判断することは、倫理規則と照らし合わせても適切ではありません。また、他の自治体ではプロポーザル方式の事業者選定の選定委員に学童保護者が参加できていることから、他の自治体の保護者と違い、目黒区の小学校保護者に公平性・透明性の懸念を持っている理由を説明すべきです。

総論：このような一方的で納得できる理由が説明されない状態で強引に事業者選定を進めることは、単に区民排除・区民の権利への侵害と受け取られ、保護者や地域住民の不信感へとつながります。改めて、下記のように陳情いたします。

【陳情事項】

- 1 該当小学校保護者が学童事業者選定の選定委員に入れない理由を、区民が納得するように説明してください。
- 2 区民を納得させられる根拠が無いのであれば、改めて、学童保護者・小学校保護者が選定委員にふさわしいかどうかを検討し、検討結果を区民へ開示してください。